

○上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和2年3月30日

告示第104号

改正 令和3年3月30日告示第84号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の中小企業等の人材確保及び新規学卒者その他の若者の定住を促進するため、中小企業等が従業員に対して実施する奨学金の返還支援に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（平成18年規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人

ウ 社会福祉法第2条に規定する第二種社会福祉事業を行う特定非営利活動法人

エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

カ その他市長が特に必要と認めるもの

(2) 従業員 中小企業等において、正規雇用である者のうち期間の定めがなく雇用されているものをいう。

(3) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金及び第二種奨学金をいう。

(4) 返還支援 中小企業等が従業員に対し手当その他の方法により金銭を支給すること（以下「手当等」という。）で、当該従業員による奨学金の返還を支援することをいう。

(交付対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる中小企業等は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

(1) 奨学金の返還支援を実施していること。

(2) 就業規則、賃金規程その他明文化された文書（以下「就業規則等」という。）にお

いて、奨学金の返還支援により従業員に手当等を支給することが定められていること。

(奨学金返還支援事業に限る。)

- (3) 補助金の交付の対象となる従業員（以下「補助対象従業員」という。）に対して賃金、給料、手当その他労働の対償として支払うものの額を前年度と比較して、合理的な理由もなく下げていないこと。
- (4) 市内に本店又は主たる事務所を有していること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 補助対象従業員は、次の各号のいずれにも該当する従業員とする。

- (1) 令和2年4月1日以降に、新たに雇用された者であること。
- (2) 第5条の規定による申請の日において本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の末日において40歳未満であること。

(令3告示84・一部改正)

(対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業、経費、補助率等及び補助期間等は、次のとおりとする。

対象事業	対象経費	補助率等	補助期間等
奨学金返還支援事業	補助金の交付を受けようとする年度において、中小企業等が奨学金の返還支援により補助対象従業員に支給した手当等に要した費用	2分の1以内。 ただし、1年度当たり補助対象従業員1人につき10万円を限度とする。	初めて補助金の交付の決定を受けた年度から起算して通算5年間とする。 ただし、各補助対象従業員について、補助対象とする期間は、補助金の交付の対象となる中小企業等に雇用された日の属する月から起算して、60月（転職その他の事情により、他の中小企業等で本制度の適用を受けた場合は、その期間を通算する。）までとする。
就業規則等整備支援事業	中小企業等が奨学金返還支援事業を実施するために、補助金の交付を受け	2分の1以内。 ただし、5万円を限度とす	1回限り。

	ようとする年度において、就業規則等の作成、修正その他整備を社会保険労務士に委託した費用	る。	
--	---	----	--

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(令3告示84・一部改正)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業等は、上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び交付申請書別表(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認める書類については、この限りでない。

- (1) 補助対象従業員の雇用契約書又は雇入通知書の写し
- (2) 補助対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 補助対象従業員の奨学金返還額及び奨学生番号が分かる書類の写し
- (4) 就業規則等の手当等の支給根拠が分かる書類の写し
- (5) 中小企業等の市税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(令3告示84・旧第6条繰上)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(令3告示84・旧第7条繰上)

(変更の承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた中小企業等は、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更の内容を証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるとき

は、上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（令3告示84・旧第8条繰上）

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた中小企業等は、奨学金の返還支援による手当等の支給が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第6号）及び実績報告書別表（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象従業員に支給した当該手当等の額が分かる書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（令3告示84・旧第9条繰上）

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（令3告示84・旧第10条繰上）

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた中小企業等は、上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（令3告示84・旧第11条繰上）

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令3告示84・旧第12条繰上）

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第84号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に

係る補助金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号(第5条関係)

上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)上田市長

申請者 所在地

名 称

代表者氏名



電話番号

上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金の交付を受けたいので、交付申請書別表及び関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額 合計	円
(1) 奨学金返還支援事業	円(※)
(2) 就業規則等整備支援事業	円
補助対象従業員の数	人
業 種	
資本金額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

※ 交付申請書別表(様式第2号)の合計欄の金額を記載してください。

様式第2号(第5条関係)

交付申請書別表

奨学金返還支援事業補助対象従業員														交付申 請 額
本人に関する事						奨学金に関する事				手当に関する事				
氏名	生年月日	住所	配属先 事業所	雇 用 開始日	住民基 本台帳 調査に 係る本 人同意	返 還 予定額 (総額)	返還予定 期間(返 還に係る 全期間)	奨学生 番 号	校種(受 給期間中 の大学等 名称)	手当等の 支給回数 (本年度 中の支給 回数)	手当等の 支給期間 (本年度 中の支給 期間)	手当等 の1回 当たりの 支給 額	手当等 の年間 支給予 定額	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
合						計								

※「住民基本台帳調査に係る本人同意」欄については、奨学金返還支援事業補助対象従業員により署名押印してください。

様式第3号(第6条関係)

上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

上田市長



年 月 日付で申請のあった上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額合計	円
(1) 奨学金返還支援事業	円
(2) 就業規則等整備支援事業	円
補助対象従業員の数	人
交付の条件	

様式第4号(第7条関係)

上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

(申請先)上田市長

申請者 所在地

名 称

代表者氏名



電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金の申請内容について変更の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	

様式第5号(第7条関係)

上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日

様

上田市長



年 月 日付けで申請のあった上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金の内容の変更について、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認内容	
変更後の交付決定額	円

様式第6号(第8条関係)

実績報告書

年 月 日

(報告先)上田市長

報告者 所在地

名 称

代表者氏名



電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた奨学金返還支援による手当等の支給が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

交付決定額 合計	円
(1) 奨学金返還支援事業	円(※)
(2) 就業規則等整備支援事業	円

※ 実績報告書別表(様式第7号)の合計欄の金額を記載してください。

様式第7号(第8条関係)

実績報告書別表

奨学金返還支援事業補助対象従業員							交付決定額
	氏名	奨学生番号	手当に関する事				
			手当等の支給回数 (本年度中の支給回数)	手当等の支給期間 (本年度中の支給期間)	手当等の1回当たりの 支給額	手当等の年間支給額	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合 計							

様式第8号(第9条関係)

上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金確定通知書

年 月 日

様

上田市長



年 月 日付で実績報告のあった上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金の交付について、下記のとおり確定したので通知します。

記

交 付 確 定 額	円
-----------	---

様式第9号(第10条関係)

上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金請求書

年 月 日

(請求先)上田市長

請求者 所在地

名 称

代表者氏名



電話番号

年 月 日付け 第 号で交付確定を受けた上田市学生等地域就職促進奨学金返還支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 確定額 円
- 2 請求額 円
- 3 振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協・信用組合	支店
口 座 種 別	普通・当座	
口 座 番 号		
フ リ ガ ナ		
口 座 名 義 人		

様式第1号 (第5条関係)

(令3告示84・一部改正)

様式第2号 (第5条関係)

(令3告示84・一部改正)

様式第3号 (第6条関係)

(令3告示84・一部改正)

様式第4号 (第7条関係)

(令3告示84・一部改正)

様式第5号 (第7条関係)

(令3告示84・一部改正)

様式第6号 (第8条関係)

(令3告示84・一部改正)

様式第7号 (第8条関係)

(令3告示84・一部改正)

様式第8号 (第9条関係)

(令3告示84・一部改正)

様式第9号 (第10条関係)

(令3告示84・一部改正)